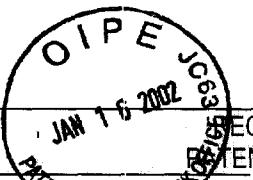


BOX ASSIGNMENTS



01-23-2002

DO NOT USE FOR TRADEMARKS

TO THE ASSISTANT COMMISSIONER FOR PATENTS
SIR: PLEASE RECORD THE ATTACHED ORIGINAL DOCUMENT
101956493

1. NAME OF CONVEYING PARTY(IES) (ASSIGNORS(S)):

1. Research Development Corporation of Japan

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

1/16/02

ADDITIONAL NAME(S) OF CONVEYING PARTY(IES) ATTACHED? YES NO

2. PARTY(IES) (ASSIGNEE(S)) RECEIVING INTEREST:

NAME: Japan Science and Technology Corporation

ADDRESS: 4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi, Saitama-ken, JAPAN

ADDITIONAL NAME(S) & ADDRESS(ES) ATTACHED? YES NO

3. NATURE OF CONVEYANCE (DOCUMENT):

(Submit herewith only one document for recordation—multiple copies of same Assignment signed by different inventors is one document)

ASSIGNMENT OF WHOLE PART INTEREST
 ORIGINAL FACSIMILE/PHOTOCOPY
 CHANGE OF NAME VERIFIED TRANSLATION
 SECURITY MERGER OTHER:

EXEC. DATE: October 1, 1996

EXECUTION DATE(S) ON THE DECLARATION IF FILED HEREWITH: (NOTE: IF DATES ON DECLARATION AND ASSIGNMENT DIFFER SEE ATTY!)

4.5 APPL. NO.(S) OR PAT NO.(S). OTHERS ON ADDITIONAL SHEET(S) attached? YES NO

A. PAT. APP. NO.(S) series code/serial no	M#	1 st INVENTOR if not in item 1	B. PATENT NO(S)	M#	1 st INVENTOR if not in item 1
09/677,789	273687	MANABE			

5. Name & Address of Party to Whom Correspondence
Concerning Document Should be Mailed:

6. NUMBER INVOLVED:
APPLNS 1 + PATS 0 = TOTAL = 1

Pillsbury Winthrop LLP
Intellectual Property Group
1600 Tysons Boulevard
McLean, VA 22102

7. AMOUNT OF FEE ENCLOSED: (Code 581)
ABOVE TOTAL x \$40 = \$40

5.5 ATTY DKT:

8. IF ABOVE FEE IS MISSING OR INADEQUATE CHARGE
INSUFFICIENCY TO DEPOSIT ACCOUNT NUMBER: 03-3975
UNDER ORDER NO 31317 273687

P 273688	F00-220-US-DIV-4	dup. sheet not required	CLIENT NO.	MATTER NO.
MATTER NO.	CLIENT REF.			

9. To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

10. Total number of pages including this
cover sheet, attachments and document
(do not file dup. Cover sheet)

48

Signature

Attorney: Gregory P. Brummett

Reg. No. 41646

Atty/Sec: GPB/JRH TEL (703) 905-2024

Date: January 16, 2002

FAX: (703) 905-2500

FILE WITH PTO RETURN RECEIPT (PAT-103A)

01/23/2002 LMUELLER 00000016 09677789

01 FC:581

40.00 OP

March 31, 1996 Sunday OFFICIAL GAZETTE

OFFICIAL GAZETTE

(Extra Issue)

Published by the Printing Bureau,
Ministry of Finance



CONTENTS

.....

(omitted)

.....

The Japan Science and Technology Corporation Law (27)

.....

(omitted)

.....

.....

(omitted)

.....

LAW No. 27

THE JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION LAW

CONTENTS

Chapter I General Provisions (Articles 1-10)

Chapter II Officers (Articles 11-23)

Chapter III New Technology Council
(Articles 24-29)

Chapter IV Business (Articles 30-34)

Chapter V Financial Affairs and Accounting
(Articles 35-45)

Chapter VI Supervision (Articles 46 and 47)

Chapter VII Miscellaneous Provisions
(Articles 48-51)

Chapter VIII Penal Provisions (Articles 52-55)

Supplementary Provisions

Chapter I General Provisions

Article 1 (omitted)

.....

Article 3 (Corporate Entity)

The Japan Science and Technology Corporation
(hereinafter referred to as the "CORPORATION")
shall be a corporation.

Article 4 (omitted)

.....

Supplementary Provisions

Article 1 (omitted)

.....

**Article 8 (Dissolution of Research Development
Corporation of Japan, etc.)**

The Research Development Corporation of Japan
shall be dissolved at the time when the CORPORATION
comes into existence, and simultaneously therewith,
the CORPORATION shall succeed to all rights and
obligations of the Research Development Corporation
of Japan.

.....

(omitted)



目次

〔法 律〕

- 関税定率法等の一部を改正する法律
(一九)
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律
(二〇)
- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律
(二一)
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
(二二)
- 石炭鉱賠償等臨時措置法の一部を改正する法律
(二三)
- 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律
(二四)
- 道路交通改良促進法の一部を改正する法律
(二五)
- 踏切道改良促進法の一部を改正する法律
(二六)
- 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律
(二七)
- 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
(二八)
- 恩給法等の一部を改正する法律
(二九)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律
(二一)
- 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律
(二二)
- 戦傷病者慰労金等援護法等の一部を改正する法律
(二三)
- 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律
(二四)
- 平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法施行令
(二五)
- 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令
(二六)
- 沖縄振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令
(二七)
- 平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律
(二八)
- 平成八年度における被用者年金制度の費用負担の調整に関する特別措置法施行令第一条第三十二号に規定する物価スライド率の特例に関する政令
(二九)
- 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則及び関税暫定措置に関する法律施行規則及び関税暫定期法施行規則の一部を改正する省令
(大蔵二四)
- 住宅金融公庫法施行規則等の一部を改正する省令
(大蔵・建設一)

〔政 令〕

- 文部省定員規則の一部を改正する省令
(八四)
- 法人税法施行令の一部を改正する政令
(八五)
- 消費税法施行令の一部を改正する政令
(八六)
- 住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令
(八七)
- 交通安全管理促進法の一部を改正する法律
(八八)
- 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令
(八九)
- 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地域等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(運輸・建設三)
- 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地域等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(自治一五)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令
(九一)
- 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
(九二)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令
(九三)
- らしい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する授権に関する政令
(九四)
- 平成八年度における被用者年金制度の費用負担の調整に関する特別措置法施行令第一条第三十二号に規定する物価スライド率の特例に関する政令
(九五)
- 輸入数量を基準とする特別緊急関税に係る平成八年度における輸入基準数量を定める件
(大蔵一〇〇)
- 輸入数量を基準とする特別緊急関税に係る平成八年度における輸入基準数量を定める件
(同一〇一)
- 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成八年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準となる数量を定める件
(同一〇二)
- 以下次のページへ続く

〔告 示〕

- 関税暫定措置法第八条の四第一項に規定する限度額等の平成八年度における額又は数量を定める件
(大蔵一〇〇)
- 輸入数量を基準とする特別緊急関税に係る平成八年度における輸入基準数量を定める件
(同一〇一)
- 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成八年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準となる数量を定める件
(同一〇二)
- 本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(解散)

第四十九条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文献情報提供勘定に属する額に相当する額を文献情報提供勘定に係る各出資者に対し、文献情報提供勘定以外の一般勘定(以下この条において「一般勘定」という。)に属する額に相当する額を一般勘定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により一般勘定に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第五十条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。

ただし、第十三条、第十六条第一項、同条第二項及び第三項(第二十九条において準用する場合を含む)、第二十条第二項並びに第二十七条に規定する権限については、この限りでない。

(関係大臣との協議)

第五十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官、以下同じ)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第三十条第二項、第三十二条第一項、第三十六条、第四十条第二項、第二四十二条第一項及び第二項ただし書並びに第四十三条の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十七条第一項及び第四十四条の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十二条第一号及び第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十二条第二項、第四十三条及び第四十五条の規定により総理府令を定めようとするとき。

2 内閣総理大臣は、第三十三条の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該新技術に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第八章 制則

第五十二条 第二十二条(第二十九条において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、防げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十六条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

四 第四十二条の規定に違反して登記することを怠つたとき。

五 第四十六条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

四 第四十二条の規定に違反して登記することを怠つたとき。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 設立委員会は、事業団の設立に関する事務を處理させる。

4 第二条第一項、第三十二条第一項及び前条第一項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時ににおいて、文部省の政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

5 第二条第一項の規定により事業団がセントラルの権利及び義務を承継したときは、その承継の際に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

6 セントラルが発行した出資証券の上に存在する権利は、第六条第一項の規定により出資者が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

7 第二条第一項の規定によりセントラルが解散した場合における解散の登記については、政令で定めなければならない。

(持分の払戻)

第八条 前条第五項の規定により政府以外の者が事業団に出资したものとされた金額について、は、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

第九条 附則第六条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継したときは、その承継の際に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

10 第二条第一項の規定により新技術事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定めなければならない。

(新技術事業団の解散等)

第十条 新技術事業団は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。

11 第二条第一項の規定により新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の充結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

12 第二条第一項の規定により事業団がセントラル及び義務を承継したときは、その承継の際に必要な資金に充てるべきものとされる。この場合において、文部省の政令で定める日から施行する。

13 第二条第一項の規定により新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の充結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

14 第二条第一項の規定により事業団が新技術事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける新技術事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に交付されたものとする。この場合において、文献情報提供業務又は事業団のその他の業務に相当する業務で、日本科学技術情報センター法(昭和三十二年法律第八十四号)第二十二条第一項の規定により從前セントラルが行うこととされていたもののそれそれに必要な資金に充てるため政府からセントラルに対して出資された金額として内閣総理大臣が定める金額は、それぞれ、事業団に文献情報提供業務以外の事業団の業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

15 第二条第一項の規定により事業団がセントラルの権利及び義務を承継したときは、その承継の際に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

16 第二条第一項の規定により新技術事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定めなければならない。

(非課税)

第十九条 附則第六条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対する課税は、不動産取得税若しくは土地の取得に対する課税の特別土地保有税又は自動車取得税を課することができる。

PATENT
REEL: 012476 FRAME: 0767

事業団が附則第六条第一項及び前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、センター又は新技術事業団が

昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日においてセンター又は新技術事業団が当地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（新技術事業団の登記の廃止）

（法人税法の一部改正）

（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。）

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（印紙税法の一部改正）

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第二新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第三第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（地価税法の一部改正）

（地価税法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第一第一号中「日本科学技術情報センター」を「新技術事業団」を削り、「新技術事業団」に改める。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第二新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第三第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第四第一号中「日本科学技術情報センター」を「新技術事業団」に改める。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第五第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第六第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第七第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第八第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第九第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第十第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第十一第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第十二第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

別表第十三第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（新技術事業団法（昭和三十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。）

2 前項の規定により從前の例によることとされる事項に係る附則第十三条の規定の施行後にして行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。）

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（法人税法の一部改正）

（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。）

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（印紙税法の一部改正）

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第二新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第三第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第四第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第五第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第六第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第七第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第八第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第九第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第十第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第十一第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第十二第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第十三第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第十四第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第十五第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第十六第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

別表第十七第一号の表新技術事業団の項を削除する。

（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。）

法第三十条第一項第五号に規定する基礎的研究に係る」に「新技術事業団が所有し、かつ、直接同条第一項第二号イに改める。

第三十条第一項第五号を「新技術事業団が所有し、かつ、直接同条第一項第二号イに改める。

第七百一条の四十一第一項の表第二号の二中

「日本科学技術情報センター」を「科学技術振興事業団」に改める。

（科学技術振興事業団の一部改正）

（新技術事業団の一部改正）

行前に国立ハンセン病療養所に入所して、直接受けるため、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していないものが、必要な療養を受けるため、国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正當な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

（病利増進）

DECLARATION

I, Katsumi Sugiura, a Japanese citizen of 3-166-1, B-102, Mukaiikogane, Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a true and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying certified copy of the register of Japan Science and Technology Corporation (*Kagaku Gijutsu Shinko Jigyodan*).

Singed this 19th day of December, 1997


Katsumi SUGIURA

- (1) Name: Japan Science and Technology Corporation
- (2) Principal Office: 4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi,
Saitama-ken
- (3) Matters Concerning Officers:
- (4) Chief Director: Moritaka NAKAMURA
- (5) Address: 89-8, Motomura-cho, Asahi-ku, Yokohama-shi,
Kanagawa-ken
- (6) Cause and date of creation of this registration paper:
Establishment
- (7) Registered on October 1, 1996
- (8) Name: Japan Science and Technology Corporation
- (9) Other Matters:
- (10) Capital:
- (11) Capital:
- (12) Changed on December 20, 1996 (Registered on January 8,
1997)
- (13) Capital:
- (14) Changed on December 25, 1996 (Registered on January 17,
1997)
- (15) Capital:
- (16) Changed on January 27, 1997 (Registered on February 6,
1997)
- (17) Capital:
- (18) Changed on January 30, 1997 (Registered on February 17,
1997)
- (19) Capital:

(20) Changed on February 27, 1997 (Registered on March 11, 1997)

(21) Capital:

(22) Changed on March 21, 1997 (Registered on April 7, 1997)

(23) Capital: 230,885,927,100 yen

(24) Changed on March 25, 1997 (Registered on April 7, 1997)

(25) Name: Japan Science and Technology Corporation

(26) Branch Office: 5-3, Yonban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo-to

(27) Established on October 15, 1996 (Registered on October 17, 1996)

(28) Branch Office:

(29) This is a certified copy of the register.

(30) July 3, 1997

(31) The Urawa Legal Affairs Bureau

(32) Registrar: Nobumitsu TAKAHASHI

No. 3

(1)

枚数	名称 科学技術振興事業団		平成 年 月 日変更
			平成 年 月 日登記
			平成 年 月 日変更
			平成 年 月 日登記
(2) 本たる事務所 埼玉県川口市本町四丁目1番8号		平成 年 月 日	
			平成 年 月 日登記
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日登記
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日登記
(3) 役員に関する事項		年 月 日	年 月 日
	原 因		原 因
	登 記 年 月 日	登 記 年 月 日	
(4) 理事長 中村 守		平成 年 月 日	平成 年 月 日
			平成 年 月 日登記
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日登記
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日登記
申請人印		平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記

名称·役員欄 / T

法人成立の年月日

年 月 日

差記用紙を起こした事由及び年月日

設立

平成 2 年 10 月 1 日 登 記



印登法一四〇

商号 名称 科学技術振興基金

(8)

(9) その他事項

(10) 資本金 金 200,162,127,100 円

(11) 資本金 金 201,262,127,100 円

(12) 平成 8 年 12 月 20 日 変更 平成 9 年 1 月 8 日 登記

(13) 資本金 金 211,622,127,100 円

(14) 平成 8 年 12 月 25 日 変更 平成 9 年 1 月 17 日 登記

(15) 資本金 金 217,618,427,100 円

(16) 平成 9 年 1 月 27 日 変更 平成 9 年 2 月 6 日 登記

(17) 資本金 金 216,868,427,100 円

(18) 平成 9 年 1 月 30 日 変更 平成 9 年 2 月 17 日 登記

(19) 資本金 金 222,118,427,100 円

(20) 平成 9 年 2 月 27 日 変更 平成 9 年 3 月 11 日 登記

(21) 資本金 金 223,818,927,100 円

(22) 平成 9 年 3 月 21 日 変更 平成 9 年 4 月 7 日 登記

(23) 資本金 金 230,885,927,100 円

(24) 平成 9 年 3 月 25 日 変更 平成 9 年 4 月 7 日 登記



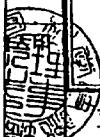
目的欄
予備欄

/ 丁



商号 名称 科学技术振兴事业团

(25)



待 店 櫻 一 天

登記官印

Registration No. 732 of 1997

NOTARIAL CERTIFICATE

This is to certify that Mr. Katsumi Sugiura
has affixed his signatures in my very presence to the
attached documents.

Dated this 19th day of December , 1997

Tadao Kasuya



Tadao Kasuya

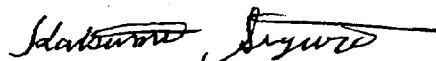
Notary, attached to
The Tokyo Legal Affairs Bureau.
No. 1-10, Nihombashi, Kabuto-cho,
Chuo-ku, Tokyo, Japan.



DECLARATION

I, Katsumi Sugiura, a Japanese citizen of 3-166-1, B-102, Mukaiikogane, Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a true and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying certified copy of the closed register of Research Development Corporation of Japan (*Shin-gijutsu Jigyodan*).

Singed this 19th day of December, 1997


Katsumi SUGIURA

(1) Name: Research Development Corporation of Japan

(2) Principal Office: 4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi,
Saitama-ken

(3) Matters Concerning Officers:

(4) Address: 2-12-23, Honmachi, Tanashi-shi, Tokyo-to

(5) Chief Director: Nobuhisa AKABANE

(6) Re-appointed on August 13, 1990

(7) Resigned on April 15, 1994 (Registered on April 26,
1994)

(8) Address: 1-755-2-516, Ogawa-cho, Kodaira-shi, Tokyo-to

(9) Managing Director: Masahiro KAWASAKI

(10) Inaugurated on July 16, 1991

(11) Address: 5-387, Heiwadai, Nagareyama-shi, Chiba-ken

(12) Chief Director: Hiromichi MATSUDAIRA

(13) Inaugurated on April 16, 1994 (Registered on April 26,
1994)

(14) Date of establishment of corporation: July 1, 1961

(15) Cause and date of creation of this registration paper:
The principal office moved from 2-5-2, Nagata-cho, Chiyoda-
ku, Tokyo-to on March 12, 1994

(16) Registered on March 24, 1994

(17) Name: Research Development Corporation of Japan

(18) Other Matters:

(19) Capital:

(20) Capital:

(21) Changed on March 31, 1994 (Registered on April 14,

1994)

(22) Capital:

(23) Changed on July 28, 1994 (Registered on July 28, 1994)

(24) Capital:

(25) Changed on August 31, 1994 (Registered on August 31, 1994)

(26) Capital:

(27) Changed on October 5, 1994 (Registered on October 18, 1994)

(28) Capital:

(29) Changed on November 4, 1994 (Registered on November 16, 1994)

(30) Capital:

(31) Changed on December 5, 1994 (Registered on December 15, 1994)

(32) Capital:

(33) Changed on December 26, 1994 (Registered on January 6, 1995)

(34) Capital:

(35) Changed on January 30, 1995 (Registered on February 1, 1995)

(36) Capital:

(37) Changed on February 28, 1995 (Registered on March 10, 1995)

(38) Capital:

(39) Changed on April 5, 1995 (Registered on April 11, 1995)

(40) Capital:

(41) Changed on July 7, 1995 (Registered on July 18, 1995)

(42) Capital:

(43) Changed on August 4, 1995 (Registered on August 14, 1995)

(44) Capital:

(45) Changed on August 25, 1995 (Registered on September 8, 1995)

(46) Capital:

(47) Changed on October 16, 1995 (Registered on October 25, 1995)

(48) Capital:

(49) Changed on November 6, 1995 (Registered on November 8, 1995)

(50) Capital:

(51) Changed on December 5, 1995 (Registered on December 6, 1995)

(52) Capital:

(53) Changed on December 26, 1995 (Registered on January 5, 1996)

(54) Capital:

(55) Changed on February 1, 1996 (Registered on February 7, 1996)

(56) Capital:

(57) Changed on March 3, 1996 (Registered on March 6, 1996)

(58) Capital:

(59) Changed on March 27, 1996 (Registered on March 28, 1996)

(60) Capital:

(61) Changed on July 11, 1996 (Registered on July 25, 1996)

(62) Capital:

(63) Changed on September 10, 1996 (Registered on September 12, 1996)

(64) Research Development Corporation of Japan was dissolved on October 1, 1996 in accordance with Rule 8-1 of the Japan Science and Technology Corporation Law (Act No. 27 of 1996).

(65) Registered on October 23, 1996 (Closed on the same day)

(66) This is a certified copy of the closed register.

(67) July 3, 1997

(68) The Urawa Legal Affairs Bureau

(69) Registrar: Nobumitsu TAKAHASHI

No. 2

枚数	名 称 (1) 新技術事業団				
		平成 年 月 日変更			
		平成 年 月 日登記			
		平成 年 月 日変更			
		平成 年 月 日登記			
主たる事務所					
(2) 埼玉県川口市本町四丁目1番8号		平成 年 月 日			
		平成 年 月 日登記			
		平成 年 月 日			
		平成 年 月 日登記			
		平成 年 月 日			
		平成 年 月 日登記			
(3) 役員に関する事項		年 月 日	年 月 日		
		原 因	原 因		
		登 記 年 月 日	登 記 年 月 日		
(4) 東京都田無市本町 六丁目12番13号 (6)	平成 入年 8月13日	平成 6年 4月15日			
(5) 理事長 赤羽信火	平成 年 月 日登記	平成 6年 4月26日登記			
(6) 東京都小平市小川町 1丁目755番-2-516号	平成 3年 7月16日	平成 年 月 日			
(7) 就 任					
(8) 専務理事 川崎雅弘	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記			
(9) 千葉県流山市平和台 五丁目387番地 (13)	平成 6年 4月16日	平成 年 月 日			
(10) 理 事 長 松平寛通	平成 6年 4月26日登記	平成 年 月 日登記			
名称・役員欄 / 丁					
(12)					



(j4)

法人成立の年月日

昭和 36 年 7 月 1 日

登記用紙を起こした事由及び年月日

平成6年3月12日 東京都千代田区永田町久丁目5番入号より

(15)

主大字事務所移車云

平成 6 年 3 月 24 日 登 記 會

(16)

(17) 号名稱 新技術事業団

(18) 他の事項

- (19) (資本金) 金 86,013,637,000円
- (20) (資本金) 金 88,154,637,000円
- (21) 平成6年3月31日変更 平成6年4月14日登記
- (22) (資本金) 金 90,054,637,000円
- (23) 平成6年7月28日変更 平成6年7月28日登記
- (24) (資本金) 金 91,054,637,000円
- (25) 平成6年8月31日変更 平成6年8月31日登記
- (26) (資本金) 金 92,054,637,000円
- (27) 平成6年10月5日 変更 平成6年10月18日登記
- (28) (資本金) 金 93,054,637,000円
- (29) 平成6年11月4日 変更 平成6年11月16日登記
- (30) (資本金) 金 94,054,637,000円
- (31) 平成6年12月5日 変更 平成6年12月15日登記
- (32) (資本金) 金 95,554,637,000円
- (33) 平成6年12月26日変更 平成7年1月6日登記
- (34) (資本金) 金 96,554,637,000円
- (35) 平成7年1月30日変更 平成7年2月1日登記
- (36) (資本金) 金 97,754,637,000円
- (37) 平成7年2月28日変更 平成7年3月10日登記
- (38) (資本金) 金 99,544,637,000円
- (39) 平成7年4月5日 変更 平成7年4月11日登記
- (40) (資本金) 金 101,444,637,000円
- (41) 平成7年7月 7日 変更 平成7年7月18日登記



目的欄
予備欄

/ T



- (42) (資本金) 金 102,444,637,000 円
- (43) 平成 7 年 8 月 4 日 変更 平成 7 年 8 月 14 日 登記
- (44) (資本金) 金 103,444,637,000 円
- (45) 平成 7 年 8 月 25 日 変更 平成 7 年 9 月 8 日 登記
- (46) (資本金) 金 104,744,637,000 円
- (47) 平成 7 年 10 月 16 日 変更 平成 7 年 10 月 25 日 登記
- (48) (資本金) 金 105,944,637,000 円
- (49) 平成 7 年 11 月 6 日 変更 平成 7 年 11 月 8 日 登記
- (50) (資本金) 金 109,544,637,000 円
- (51) 平成 7 年 12 月 5 日 変更 平成 7 年 12 月 6 日 登記
- (52) (資本金) 金 109,994,637,000 円
- (53) 平成 7 年 12 月 26 日 変更 平成 8 年 1 月 5 日 登記
- (54) (資本金) 金 113,244,637,000 円
- (55) 平成 8 年 2 月 1 日 変更 平成 8 年 2 月 7 日 登記
- (56) (資本金) 金 118,888,637,000 円
- (57) 平成 7 年 3 月 6 日 変更 平成 8 年 3 月 6 日 登記
- (58) (資本金) 金 123,991,637,000 円
- (59) 平成 6 年 3 月 27 日 変更 平成 8 年 3 月 28 日 登記
- (60) (資本金) 金 125,539,637,000 円
- (61) 平成 8 年 7 月 11 日 変更 平成 8 年 7 月 25 日 登記
- (62) (資本金) 金 128,739,637,000 円
- (63) 平成 8 年 9 月 10 日 変更 平成 8 年 9 月 12 日 登記
- (64) 平成 8 年 10 月 1 日 科学技術振興事業団法(平成 8 年法律第 27 号)
〔附則第 8 条第 1 項の規定により解散〕
- (65) (平成 8 年 10 月 23 日 登記 同日閉鎖)

印鑑欄九〇

(66) これは閉鎖登記簿の謄本である。

(67) 平成9年 7月 3日

(68) 浦和地方法務局

(69) 登記官 高橋伸允



DECLARATION

I, Katsumi Sugiura, a Japanese citizen of 3-166-1, B-102, Mukaiikogane, Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a true and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying certified copy of the closed register of Research Development Corporation of Japan (*Shin-gijutsu Kaihatsu Jigyodan*).

Singed this 19th day of December, 1997



Katsumi SUGIURA

- (1) Name: Research Development Corporation of Japan
- (2) Changed on October 1, 1989
- (3) Registered on October 6, 1989
- (4) Principal Office:
- (5) Matters Concerning Officers:
 - (6) Inaugurated on August 13, 1986 (Registered on September 2, 1986)
 - (7) Retired on June 30, 1989 (Registered on July 13, 1989)
 - (8) Inaugurated on July 1, 1989 (Registered on July 13, 1989)
 - (9) Resigned on July 15, 1991 (Registered on July 22, 1991)
 - (10) September 2, 1986
 - (11) Inaugurated on July 16, 1991 (Registered on July 22, 1991)
- (12) Chief Director: Nobuhisa AKABANE
- (13) Address: 2-12-23, Honmachi, Tanashi-shi, Tokyo-to
- (14) Re-appointed on August 13, 1990 (Registered on March 15, 1993)
- (15) Managing Director: Masahiro KAWASAKI
- (16) Address: 1-755-2-516, Ogawa-cho, Kodaira-shi, Tokyo-to
- (17) Address changed on February 26, 1992 (Registered on March 15, 1993)
- (18) Date of establishment of corporation: July 1, 1961
- (19) Name: Research Development Corporation of Japan
- (20) Other Matters:
- (21) Capital:

(22) Changed on February 17, 1987 (Registered on February 17, 1987)

(23) Capital:

(24) Changed on March 27, 1987 (Registered on April 3, 1987)

(25) Capital:

(26) Changed on July 10, 1987 (Registered on July 21, 1987)

(27) Capital:

(28) Changed on August 7, 1987 (Registered on August 11, 1987)

(29) Capital:

(30) Changed on September 11, 1987 (Registered on September 21, 1987)

(31) Capital:

(32) Changed on October 9, 1987 (Registered on October 13, 1987)

(33) Capital:

(34) Changed on November 6, 1987 (Registered on November 11, 1987)

(35) Capital:

(36) Changed on December 11, 1987 (Registered on December 21, 1987)

(37) Capital:

(38) Changed on January 8, 1988 (Registered on February 4, 1988)

(39) Capital:

(40) Changed on February 5, 1988 (Registered on February 10, 1988)

(41) Capital:

(42) Changed on March 28, 1988 (Registered on March 30, 1988)

(43) February 17, 1987

(44) Capital:

(45) Changed on June 24, 1988 (Registered on July 7, 1988)

(46) Capital:

(47) Changed on July 22, 1988 (Registered on July 26, 1988)

(48) Capital:

(49) Changed on August 22, 1988 (Registered on August 24, 1988)

(50) Capital:

(51) Changed on September 26, 1988 (Registered on September 28, 1988)

(52) Capital:

(53) Changed on October 24, 1988 (Registered on October 27, 1988)

(54) Capital:

(55) Changed on November 24, 1988 (Registered on November 30, 1988)

(56) Capital:

(57) Changed on December 21, 1988 (Registered on December 23, 1988)

(58) Capital:

(59) Changed on January 25, 1989 (Registered on January 27, 1989)

(60) Capital:

(61) Changed on February 21, 1989 (Registered on March 2, 1989)

(62) Capital:

(63) Changed on March 24, 1989 (Registered on March 29, 1989)

(64) Capital:

(65) Changed on June 22, 1989 (Registered on July 4, 1989)

(66) Capital:

(67) Changed on July 25, 1989 (Registered on July 27, 1989)

(68) Capital:

(69) Changed on September 4, 1989 (Registered on September 5, 1989)

(70) Name: Research Development Corporation of Japan

(71) Other Matters:

(72) Capital:

(73) Changed on September 26, 1989 (Registered on October 3, 1989)

(74) Capital:

(75) Changed on October 31, 1989 (Registered on November 2, 1989)

(76) Capital:

(77) Changed on December 12, 1989 (Registered on December 18, 1989)

(78) Capital:

(79) Changed on December 26, 1989 (Registered on January 9, 1990)

(80) Capital:

(81) Changed on February 7, 1990 (Registered on February 16, 1990)

(82) Capital:

(83) Changed on March 2, 1990 (Registered on March 8, 1990)

(84) Capital:

(85) Changed on March 31, 1990 (Registered on April 12, 1990)

(86) Capital:

(87) Changed on June 27, 1990 (Registered on June 27, 1990)

(88) Capital:

(89) Changed on August 1, 1990 (Registered on August 2, 1990)

(90) Capital:

(91) Changed on August 29, 1990 (Registered on September 4, 1990)

(92) Capital:

(93) Changed on September 27, 1990 (Registered on October 3, 1990)

(94) Capital:

(95) Changed on November 5, 1990 (Registered on November 8, 1990)

(96) Capital:

(97) Changed on November 30, 1990 (Registered on December 12, 1990)

(98) Capital:

(99) Changed on December 25, 1990 (Registered on January 7, 1991)

(100) Capital:

(101) Changed on January 31, 1991 (Registered on February 1, 1991)

(102) Capital:

(103) Changed on March 4, 1991 (Registered on March 7, 1991)

(104) Capital:

(105) Changed on April 2, 1991 (Registered on April 4, 1991)

(106) Capital:

(107) Changed on July 3, 1991 (Registered on July 10, 1991)

(108) Capital:

(109) Changed on August 2, 1991 (Registered on August 6, 1991)

(110) Capital:

(111) Changed on September 5, 1991 (Registered on September 5, 1991)

(112) Capital:

(113) Changed on September 27, 1991 (Registered on October 4, 1991)

(114) Capital:

(115) Changed on October 31, 1991 (Registered on November 13, 1991)

(116) Capital:

(117) Changed on November 29, 1991 (Registered on December 10, 1991)

(118) Capital:

(119) Changed on January 7, 1992 (Registered on January 13, 1992)

(120) Name: Research Development Corporation of Japan

(121) Other Matters:

(122) Capital:

(123) Changed on January 30, 1992 (Registered on February 5, 1992)

(124) Capital:

(125) Changed on February 27, 1992 (Registered on March 2, 1992)

(126) Capital:

(127) Changed on March 27, 1992 (Registered on April 3, 1992)

(128) Capital:

(129) Changed on June 29, 1992 (Registered on July 6, 1992)

(130) Capital:

(131) Changed on August 3, 1992 (Registered on August 3, 1992)

(132) Capital:

(133) Changed on August 31, 1992 (Registered on September 1, 1992)

(134) Capital:

(135) Changed on October 1, 1992 (Registered on October 2, 1992)

(136) Capital:

(137) Changed on November 6, 1992 (Registered on November 9, 1992)

(138) Capital:

(139) Changed on December 3, 1992 (Registered on December 3,

1992)

(140) Capital:

(141) Changed on January 6, 1993 (Registered on January 7,
1993)

(142) Capital:

(143) Changed on January 28, 1993 (Registered on January 29,
1993)

(144) Capital:

(145) Changed on February 24, 1993 (Registered on March 3,
1993)

(146) Capital:

(147) Changed on March 26, 1993 (Registered on March 29,
1993)

(148) Capital:

(149) Changed on June 25, 1993 (Registered on June 28, 1993)

(150) Capital:

(151) Changed on July 28, 1993 (Registered on July 29, 1993)

(152) Capital:

(153) Changed on August 30, 1993 (Registered on September 6,
1993)

(154) Capital:

(155) Changed on September 29, 1993 (Registered on October 1,
1993)

(156) Capital:

(157) Changed on October 27, 1993 (Registered on November 2,
1993)

(158) Capital:

(159) Changed on November 24, 1993 (Registered on December 9, 1993)

(160) Capital:

(161) Changed on December 28, 1993 (Registered on January 5, 1994)

(162) Capital:

(163) Changed on January 28, 1994 (Registered on February 2, 1994)

(164) Capital: 86,013,637,000 yen

(165) Changed on February 25, 1994 (Registered on March 4, 1994)

(166) Principal Office:

4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi, Saitama-ken

Moved on March 12, 1994

Registered on March 25, 1994

Closed on the same day

(167) This is a certified copy of the closed register.

(168) July 3, 1997

(169) The Tokyo Legal Affairs Bureau

(170) Registrar: Katsuhiro IWASA

(1)

枚数	名称		
	新技術開発事業団	(2) 平成元年 昭和 10月 / 日変更	
		(3) 平成元年 昭和 10月 6日登記	
		昭和 年 月 日変更	
		昭和 年 月 日登記	
4)	主たる事務所		
3)	東京都千代田区永田町2丁目5番2号		
		昭和 年 月 日	
		昭和 年 月 日登記	
		昭和 年 月 日	
		昭和 年 月 日登記	
		昭和 年 月 日	
		昭和 年 月 日登記	
(5)	役員に関する事項	年 月 日	年 月 日
		原 因	原 因
		登 記 年 月 日	登 記 年 月 日
	東京都田無市本町 2丁目7番23号	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	理事長 井羽信久	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記
	東京都目黒区青葉台 4丁目1番1号	昭和 61年 8月 13日 (7)	平成元年 6月 30日
	以上 2名就任	就任	退 任
	事務理事 松川安	昭和 61年 9月 2日 (8)	平成元年 7月 13日
	東京都千代田区四番 町8丁目3番302号	平成元年 7月 1日 (9)	平成元年 7月 15日
	理事 後藤優	平成元年 7月 13日 (10)	平成元年 7月 22日
申請人印	橋本	名称・役員欄 5丁 3丁, 4丁 (昭和 61年 9月 2日) 日法規4条3項移記	

名称・役員欄 5丁 3丁, 4丁 (昭和 61年 9月 2日)

日法規4条3項移記

役員に関する事項		年 月 日	年 月 日
		原 因	原 因
		登 記 年 月 日	登 記 年 月 日
(1) 東京都中野区上高田5丁目 番号 2-701号		昭和 3年 7月 16日	昭和 年 月 日
(11) 就 任			
(2) 専務理事 川崎 雅弘		昭和 3年 7月 22日	昭和 年 月 日 登記
(3)	東京都田無市本町2丁目2番23号	昭和 2年 8月 13日	昭和 年 月 日
(4) 重 任			
(12)	理事長 赤羽 信久	昭和 5年 3月 15日	昭和 年 月 日 登記
(16)	東京都小平市小川町1丁目 755番-2-516号	昭和 4年 2月 26日	昭和 年 月 日
(17) 住所移転			
(15)	専務理事 川崎 雅弘	昭和 5年 3月 15日	昭和 年 月 日 登記
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
		昭和 年 月 日 登記	昭和 年 月 日 登記
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
		昭和 年 月 日 登記	昭和 年 月 日 登記
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
		昭和 年 月 日 登記	昭和 年 月 日 登記
(18)		昭和 年 月 日 登記	昭和 年 月 日 登記
法人成立の年月日		昭和 36年 7月 1日	
登記用紙を起こした事由及び年月日			
昭和 年 月 日 登 記			

商号(名称)

新技術開発事業団

(19) 新技術事業団

(20) その他の事項

(21)(資本金) 金 34,421,637,000円

資本金 金 35,021,637,000円

(22) (昭和62年2月17日変更 昭和62年2月17日登記) 東

(23)(資本金) 金 35,391,637,000円

(24) (昭和62年3月27日変更 昭和62年4月3日登記) 東

(25)(資本金) 金 35,641,637,000円

(26) (昭和62年7月10日変更 昭和62年7月21日登記) 東

(27)(資本金) 金 36,441,637,000円

(28) (昭和62年8月7日変更 昭和62年8月11日登記) 東

(29)(資本金) 金 36,791,637,000円

(30) (昭和62年9月11日変更 昭和62年9月21日登記) 東

(31)(資本金) 金 37,091,637,000円

(32) (昭和62年10月9日変更 昭和62年10月13日登記) 東

(33)(資本金) 金 37,441,637,000円

(34) (昭和62年11月6日変更 昭和62年11月11日登記) 東

(35)(資本金) 金 38,391,637,000円

(36) (昭和62年12月11日変更 昭和62年12月21日登記) 東

(37)(資本金) 金 38,891,637,000円

(38) (昭和63年1月8日変更 昭和63年2月4日登記) 東

(39)(資本金) 金 39,491,637,000円

(40) (昭和63年2月5日変更 昭和63年2月10日登記) 東

(41)(資本金) 金 39,763,637,000円

(42) (昭和63年3月28日変更 昭和63年3月30日登記) 東

申請人印

4丁

登記官印

人3

昭和62年2月10日 法第4条2項移

(43)

PATENT

REEL: 012476 FRAME: 0800

- (44) (資本金) 金 41,763,637,000 円
- (45) (昭和 63 年 6 月 24 日変更 昭和 63 年 7 月 2 日登記) 東
- (46) (資本金) 金 40,573,637,000 円
- (47) (昭和 63 年 7 月 22 日変更 昭和 63 年 7 月 26 日登記) 東
- (48) (資本金) 金 41,113,637,000 円
- (49) (昭和 63 年 8 月 22 日変更 昭和 63 年 8 月 24 日登記) 東
- (50) (資本金) 金 41,763,637,000 円
- (51) (昭和 63 年 9 月 26 日変更 昭和 63 年 9 月 28 日登記) 東
- (52) (資本金) 金 42,263,637,000 円
- (53) (昭和 63 年 10 月 24 日変更 昭和 63 年 10 月 27 日登記) 東
- (54) (資本金) 金 42,963,637,000 円
- (55) (昭和 63 年 11 月 24 日変更 昭和 63 年 11 月 27 日登記) 東
- (56) (資本金) 金 43,563,637,000 円
- (57) (昭和 63 年 12 月 21 日変更 昭和 63 年 12 月 23 日登記) 東
- (58) (資本金) 金 43,963,637,000 円
- (59) (平成 元年 1 月 25 日変更 平成 元年 1 月 27 日登記) 東
- (60) (資本金) 金 44,263,637,000 円
- (61) (平成 元年 2 月 21 日変更 平成 元年 3 月 2 日登記) 東
- (62) (資本金) 金 44,682,637,000 円
- (63) (平成 元年 3 月 24 日変更 平成 元年 3 月 29 日登記) 東
- (64) (資本金) 金 44,882,637,000 円
- (65) (平成 元年 6 月 22 日変更 平成 元年 7 月 4 日登記) 東
- (66) (資本金) 金 45,382,637,000 円
- (67) (平成 元年 7 月 25 日変更 平成 元年 7 月 27 日登記) 東
- (68) (資本金) 金 46,082,637,000 円
- (69) (平成 元年 9 月 4 日変更 平成 元年 9 月 5 日登記) 東

商号(名称) 新技術開発事業団

(70) 新技術事業団

(71) その他の事項

(74) (資本金) 金 46,782,637,000 円

(73) (平成元年 9月 26日変更 平成元年 10月 3日登記) 本社

(74) (資本金) 金 47,382,637,000 円

(75) (平成元年 10月 31日変更 平成元年 11月 2日登記) 本社

(76) (資本金) 金 48,082,637,000 円

(77) (平成元年 12月 12日変更 平成元年 12月 18日登記) 本社

(78) (資本金) 金 48,782,637,000 円

(79) (平成元年 12月 26日変更 平成2年 1月 9日登記) 本社

(80) (資本金) 金 49,682,637,000 円

(81) (平成2年 2月 7日変更 平成2年 2月 16日登記) 本社

(82) (資本金) 金 50,82,637,000 円

(83) (平成2年 3月 2日変更 平成2年 3月 8日登記) 本社

(84) (資本金) 金 50,444,637,000 円

(85) (平成2年 3月 29日変更 平成2年 4月 12日登記) 本社

(86) (資本金) 金 51,944,637,000 円

(87) (平成2年 6月 27日変更 平成2年 6月 27日登記) 本社

(88) (資本金) 金 52,744,637,000 円

(89) (平成2年 8月 1日変更 平成2年 8月 2日登記) 本社

(90) (資本金) 金 53,444,637,000 円

(91) (平成2年 8月 29日変更 平成2年 9月 4日登記) 本社

(92) (資本金) 金 54,444,637,000 円

(93) (平成2年 9月 27日変更 平成2年 10月 3日登記) 本社

目的欄

5丁

登記官印

予備欄

- (94) (資本金) 金 54,944,637,000円
- (95) 平成 2 年 11 月 5 日変更 平成 2 年 11 月 8 日登記 
- (96) (資本金) 金 54,944,637,000円
- (97) 平成 2 年 11 月 30 日変更 平成 2 年 12 月 12 日登記 
- (98) (資本金) 金 56,244,637,000円
- (99) 平成 2 年 12 月 25 日変更 平成 3 年 1 月 7 日登記 
- (100) (資本金) 金 57,044,637,000円
- (101) 平成 3 年 1 月 31 日変更 平成 3 年 2 月 1 日登記 
- (102) (資本金) 金 57,644,637,000円
- (103) 平成 3 年 3 月 4 日変更 平成 3 年 3 月 7 日登記 
- (104) (資本金) 金 57,719,637,000円
- (105) 平成 3 年 4 月 2 日変更 平成 3 年 4 月 4 日登記 
- (106) (資本金) 金 59,219,637,000円
- (107) 平成 3 年 7 月 3 日変更 平成 3 年 7 月 10 日登記 
- (108) (資本金) 金 60,019,637,000円
- (109) 平成 3 年 8 月 2 日変更 平成 3 年 8 月 6 日登記 
- (110) (資本金) 金 60,719,637,000円
- (111) 平成 3 年 9 月 5 日変更 平成 3 年 9 月 5 日登記 
- (112) (資本金) 金 61,649,637,000円
- (113) 平成 3 年 9 月 27 日変更 平成 3 年 10 月 4 日登記 
- (114) (資本金) 金 62,519,637,000円
- (115) 平成 3 年 10 月 3 日変更 平成 3 年 11 月 13 日登記 
- (116) (資本金) 金 62,719,637,000円
- (117) 平成 3 年 11 月 29 日変更 平成 3 年 12 月 10 日登記 
- (118) (資本金) 金 63,719,637,000円
- (119) 平成 4 年 1 月 7 日変更 平成 4 年 1 月 13 日登記 

商号名称 新技術事業団

(120)

(121) その他の事項

(122) (資本金) 金 64,819,637,000円

(123) 平成 千年 1月30日変更 平成 千年 2月5日登記
印(西田)

(124) (資本金) 金 65,919,637,000円

(125) 平成 千年 2月27日変更 平成 千年 3月2日登記
印(西田)

(126) (資本金) 金 66,039,637,000円

(127) 平成 千年 3月27日変更 平成 千年 4月3日登記
印(西田)

(128) (資本金) 金 67,139,637,000円

(129) 平成 千年 6月29日変更 平成 千年 7月6日登記
印(西田)

(130) (資本金) 金 68,239,637,000円

(131) 平成 千年 8月3日変更 平成 千年 8月3日登記
印(西田)

(132) (資本金) 金 69,339,637,000円

(133) 平成 千年 8月31日変更 平成 千年 9月1日登記
印(西田)

(134) (資本金) 金 69,739,637,000円

(135) 平成 千年 10月1日変更 平成 千年 10月2日登記
印(西田)

(136) (資本金) 金 70,539,637,000円

(137) 平成 千年 11月6日変更 平成 千年 11月9日登記
印(西田)

(138) (資本金) 金 71,339,637,000円

(139) 平成 千年 12月3日変更 平成 千年 12月3日登記
印(西田)

(140) (資本金) 金 72,539,637,000円

(141) 平成 5年 1月6日変更 平成 5年 1月7日登記
印(西田)

(142) (資本金) 金 73,439,637,000円

(143) 平成 5年 1月28日変更 平成 5年 1月29日登記
印(西田)

捺印

目的欄
于備欄

6丁

登記官印

PATENT
REEL: 012476 FRAME: 0804

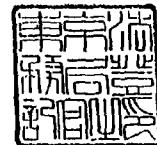
- (144)(資本金)金 74,237,637,000円
- (145)平成 5年 2月 24日変更 平成 5年 3月 3日登記
- (146)(資本金)金 75,613,637,000円
- (147)(平成 5年 3月 26日変更 平成 5年 3月 29日登記)
- (148)(資本金)金 77,313,637,000円
- (149)平成 5年 6月 25日変更 平成 5年 6月 28日登記
- (150)(資本金)金 78,313,637,000円
- (151)平成 5年 7月 28日変更 平成 5年 7月 29日登記
- (152)(資本金)金 79,313,637,000円
- (153)平成 5年 8月 30日変更 平成 5年 9月 6日登記
- (154)(資本金)金 80,513,637,000円
- (155)平成 5年 9月 29日変更 平成 5年 10月 1日登記
- (156)(資本金)金 81,413,637,000円
- (157)平成 5年 10月 27日変更 平成 5年 11月 2日登記
- (158)(資本金)金 82,513,637,000円
- (159)平成 5年 11月 24日変更 平成 5年 12月 9日登記
- (160)(資本金)金 83,713,637,000円
- (161)平成 5年 12月 28日変更 平成 6年 1月 5日登記
- (162)(資本金)金 85,513,637,000円
- (163)平成 6年 1月 28日変更 平成 6年 2月 2日登記
- (164)(資本金)金 86,013,637,000円
- (165)(平成 6年 2月 25日変更 平成 6年 3月 4日登記)
- 主たる事務所 埼玉県川口市本町四丁目1番8号
- (166) 平成 6年 3月 12日移転
平成 6年 3月 25日登記 同日閉鎖

(167) これは閉鎖登記簿の謄本である。

(168) 平成9年7月3日

(169) 東京法務局

(170) 登記官 岩佐 勝博





DECLARATION

I, Katsumi SUGIURA, a citizen of Japan,
residing at 3-166-1, B-102, Mukaiogane,
Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, do solemnly and
sincerely declare:

that I am well acquainted with the Japanese
language and English language,

that the accompanying Japanese language
document is a true photocopy made by me of portions
of the Official Gazette issued on March 31, 1996,
and

that the attached English version is a
translation made by me of the substantial portions
of said copy of the Official Gazette relevant to
the fact that the Japan Science and Technology
Corporation (*Kagakugijutsu-Shinko Jigyodan*)
established on October 1, 1996 under the provisions
of LAW No. 27 has succeeded to all rights and
obligations of the Research Development Corporation
of Japan (*Shin-gijutsu Jigyodan*) under Article 8(1)
of the Supplementary Provisions of said LAW.

Dated this 2nd day of February, 1998

Katsumi Sugiura

Katsumi SUGIURA